

公益財団法人明治安田厚生事業団 体力医学研究所 行動規範

科学者は、合理と実証を旨として営々と気づかれる知識の体系であり、人類が共有するかけがえのない資産である。また、科学研究は、人類が未踏の領域に果敢に挑戦して新たな知識を生み出す行為といえる。

公益財団法人明治安田厚生事業団 体力医学研究所（以下当研究所）は、1962年設立依頼広く国民一般の健康増進に資する研究を目指し、時代とともに変容する健康問題に向き合い、研究活動を継続し社会に貢献してきた。

したがって、当研究所研究員には、自律的に真理を探究して公表する権利とともに、研究員自らの専門知識や技術の質を高く保ち、専門家として社会の負託に応える義務が課せられる。さらに研究員のみならず役員や事務職員等の研究に関わる全ての役職員は社会に対して、研究活動に関する説明責任を負っており、社会貢献のために努力と協力を行う必要がある。

当研究所の研究員および研究活動に携わる全ての役職員は、注意深い判断の下、校正かつ倫理的に使命を全うし、社会に対して責任ある行動をとる義務を負っている。

これらの基本的認識の下に、当研究所は、以下の行動規範を示す。

1. 私たちは、普遍的な知を新たに見出し、育むことを通じて、未来に生きる人々の健康で安全な暮らしの実現と、社会の持続的な発展に貢献する。
2. 私たちは、自律的に研究を行う権利とともに、専門家として社会の負託に応える義務を持ち、研究活動を社会に対して説明する責任を負う。
3. 私たちは、研究活動が社会の信認の上に成り立つことを自覚し、注意深い判断のもとで、公正にかつ倫理に則って研究活動を行う。
4. 私たちは、互いの人格と人権を尊重し、将来にわたり地球社会を共に担う責任を負う。
5. 私たちは、法令と所内規程を遵守する。